

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年7月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：インドネシア 担当：地球環境部  
案件名： 3R及び廃棄物適正管理のためのキャパシティ - ディベロップメント支援プロジェクト

1 契約予定期間：2013年9月下旬～2016年9月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における廃棄物管理に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月7日から2013年8月9日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月7日から2013年8月12日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月23日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月上旬
- (5) 契約交渉 : 9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

インドネシア国では、人口の増加や経済成長に伴い、大都市を中心に廃棄物の発生量が増加しているが、衛生的な処分場が未整備であるため、多くの都市でオープンダンピングによる埋め立て処理に頼っている。近年、既存の最終処分場が逼迫する一方で、周辺住民の反対や都市化により、新たな廃棄物処理場用地の確保が困難となってきた。また、廃棄物管理に関する行政能力が低いことにより、ゴミの収集運搬率は低く、市民によるゴミの不法投棄も行われている。これらの現状は深刻な環境・衛生上の問題を生み出しており、廃棄物管理の改善が重要な課題となっている。

このため、インドネシア国中央政府は、環境省、公共事業省を中心に、廃棄物の減量化・適正処理を目指した法制度や政策の準備を進めてきており、廃棄物管理を担う地方政府での適用が検討されている。環境省は2007年前後から3R活動の推進に向け、関連するプログラムを実施している。公共事業省は、3R推進を2006年の省令(21号)で打ち出した後、コミュニティを対象としたコンポスト普及活動等のパイロット事業を実施してきた。これらの取り組みには、成功事例も見出されているが、都市域全体への広がりが見られず、廃棄物管理の施策として明確に位置付けられていないことから、長期的且つ持続的な展開を期待することが難しい状況にある。

このような状況の下、2008年5月、インドネシア国政府は3Rの推進が盛り込まれた廃棄物管理No.18/2008を公布・施行した。同法では、廃棄物管理を「減量化、再使用、再資源化(3R)」と「廃棄物管理(分別/収集/運搬/中間処理/最終処分)」によって実施すると規定し、生産者の責任(拡大生産者責任)についても言及している。しかし、同法は、廃棄物管理の原則を示す基本法であり、詳細は別途政令及び省令、地方条例で定めることとされており、適切な細則を規定することが円滑な法律運用の鍵となっている。

本プロジェクトは、インドネシア国において、適正な3R活動と廃棄物管理に係る省令案の策定、対象都市における中期廃棄物削減計画(アクションプラン)の策定及び、パイロット事業の実施を行うことにより、対象自治体において、廃棄物管理法No.18/2008に準拠した適正な3R活動と廃棄物管理の実施を図り、もって他地域への将来の普及に寄与するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ジャカルタ(中央政府環境省)  
南スマトラ州パレンバン市、東カリマンタン州バリクパバン市(成果2・3に係る対象都市)

(2) 実施機関

中央政府環境省：廃棄物管理局(廃棄物削減に関する政策等を管轄)  
中央政府公共事業省：環境衛生局(廃棄物施設及びインフラ開発に関する政策及び国家戦略策定等を管轄)  
パレンバン市：環境局(環境政策の立案と政策運営)及び清掃局(都市清掃事業)  
バリクパバン市：環境局(環境政策の立案と政策運営)及び清掃局(都市清掃事業)

(3) 業務内容

ア プロジェクトキックオフセミナーの開催

- イ 実施機関のカウンターパートを対象としたキャパシティアセスメントの実施
- ウ 廃棄物管理法（No.18/2008）の各種規程や細則案策定支援（ワーキンググループの設置・運営等）
- エ インドネシア国の廃棄物管理関連法・制度に係る現況調査支援
- オ インドネシア国の主要都市における3R活動・廃棄物管理現況調査支援
- カ インドネシア国の主要都市における廃棄物関連のデータ管理に係る現況調査
- キ 対象都市（パレンバン・バリクパパン市）における市条例案策定支援
- ク 対象都市での廃棄物削減計画（アクションプラン）策定支援
- ケ 対象都市での廃棄物量・組成データ収集・整理支援
- コ パイロットプロジェクト（対象都市にて生ごみコンポスト化・分別収集・環境教育・住民啓発活動などを実施予定）の詳細実施計画策定
- サ パイロットプロジェクトの実施に関するワーキンググループの設置・運営支援
- シ パイロットプロジェクトの実施支援
- ス パイロットプロジェクトのモニタリング・評価結果の取りまとめ
- セ プロジェクトで得た知見の他自治体への普及策の検討・実施
- ソ 本邦研修の実施
- タ 業務計画書、ワークプラン、業務進捗報告書、業務完了報告書の作成

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書：2013年10月、2014年10月、2015年10月
- (2) ワーク・プラン：2014年1月、11月、2015年11月
- (3) プロジェクト業務進捗報告書：2014年4月、9月、2015年4月、9月、2016年4月
- (4) プロジェクト業務完了報告書：2016年9月
- (5) 技術協力成果品
  - ア 実施機関・カウンターパートを対象としたキャパシティアセスメント報告書（仮題）（日本語・英語）  
2016年9月
  - イ 廃棄物関連のデータ管理に係る現況調査報告書（仮題）（日本語・英語） 2016年9月
  - ウ 対象都市における廃棄物量・組成データ報告書（仮題）（日本語・英語） 2014年3月
  - エ 本プロジェクトで作成したワークショップ/セミナー/国内研修教材および報告書 2016年9月
  - オ プロジェクト広報資料 2016年9月

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/廃棄物管理（評価対象予定者）
- (2) 法整備
- (3) 3R/市民参加/環境教育/住民啓発（評価対象予定）
- (4) 廃棄物管理データ
- (5) 組織管理・財務

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2010年8月に第一回詳細計画策定調査実施済み
- ・2012年2月に第二回詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。